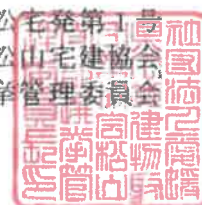


会 員 各 位

平成30年4月6日

松山宅建協会の  
一般社団法人 松山宅建協会  
選挙管理委員会



## 選挙の告示について

春たけなわの今日この頃、会員各位におかれましては、益々ご清栄の事と拝察申し上げます。  
さて、理事の任期満了に伴い、当協会定款第24条により下記要領で選挙を行います。一般社団法人としての社会的な使命を担う大変重要な役割の理事でありますので是非投票にご参加下さる様お願い申し上げます。

### 【注意事項】

1. 投票日 4月17日(火)18日(水)19日(木)の3日間とする。
2. 投票場所 愛媛不動産会館 4F 会議室
3. 投票方法 正会員代表者本人(代表者本人は従業者証明書、運転免許証、宅建取引士証等を持参)、または従業者(従業者証明書を持参)。投票記入者数は3名とする。
4. 入 場 同封の投票用紙引換券をご持参して投票が出来ます。
5. 受付時間 午前9時から午後5時までとする。

### (注) 選挙規則

第2条(選挙に関する倫理) 正会員は、選挙に関し直接・間接を問わず、自己、他の会員、若しくは協会の名誉、又は、信用を傷つけるような行為をしてはならない。

第4条(選挙権及び被選挙権) 正会員は選挙権を有する。ただし、選挙権は告示日現在会費を完納している正会員に限る。

第2項 正会員は被選挙権を有する。法人の正会員にあつては、宅地建物取引業協会における代表者がその資格を有する。ただし、被選挙権は選挙告示日現在会費を完納している正会員に限る。

第7条 投票は選挙管理委員会の定める投票用紙により、被選挙人を記入し、これを選挙管理委員会が設置する投票箱に、正会員が投票するものとする。

第4項 正会員は、当該会員の従業者が投票することができる。ただし、従業者は従業者証明書によってその身分を証明しなければならない。

※ 投票所に用意している被選挙権者名簿を確認してください。

選挙規則 第9条(選挙運動の制限) 何人も、選挙期間中、選挙権を有する者に対して、特定の利益を与え、又は与える約束をもって選挙運動をしてはならない。

### 【無効投票】 (次の各号の1に該当する投票は無効となります)

1. 特定の投票用紙を用いないもの
2. 投票用紙の一部を切り取ったもの
3. 投票記入者数を上回って記入されたもの
4. 候補者のうち誰を選択したかを確認できないもの
5. 鉛筆による氏名の記入
6. 氏名を訂正したもの。ただし、投票者が棒線で抹消し訂正したものと認められるものは除く。

【理事の定数】 定款第23条の範囲内で認定法第5条第11項のいわゆる3分の1規程に抵触しない上限数の12名とする。

【開票】 場 所 愛媛県不動産会館 4F 会議室  
日 時 平成30年4月20日(金) 午前10時より

※開票結果は開票後7日以内に全会員に通知します。

※その他は当協会選挙規則による。